

昭和四十年政令第二百三十号

地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号の國の地方行政機関を定める政令

内閣は、地方行政連絡会議法（昭和四十一年法律第三十八号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号に規定する政令で定める國の地方行政機関は、総合通信局、沖縄総合通信事務所、税關、地方厚生局、管区海上保安本部及び地方環境事務所並びに厚生労働大臣が指定する都道府県労働局とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年四月二八日政令第一一七号）

この政令は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月一五日政令第三一號）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月三日政令第三九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

第五条

（その他の経過措置の労働省令への委任）
この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。

第一条

（この政令は、平成十二年四月一日から施行する。）
この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。